

◎岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 審理員の指名等の規定を適用除外することとした。（第18条関係）
- 2 審査会へ意見を求める対象及び審査会への意見の求めに係る手続を改めることとした。（第19条関係）
- 3 提出資料の送付及び閲覧の場合の手続を定めることとした。（第29条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第2条、第15条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条～第31条関係）
- 5 施行期日等
 - （1） この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）